# 森林管理局署職員服制 （昭和二十五年農林省令第八十号）

#### 第一条

森林管理局、森林管理署及び森林管理署の支署に勤務する職員であつて林野庁長官が指定するものの服制は、別表に定めるところによる。

#### 第二条

林野庁長官は、土地の状況、勤務の性質等により、前条の規定により難い事情があると認めるときは同条の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて特別の帽、服等の制式を定めることができる。

#### 第三条

制服の着用期間、貸与方法その他この省令を施行するため必要な事項は、林野庁長官が定める。

##### ２

林野庁長官は、前項の規定により必要な定めをしたときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年九月一日農林省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

改正前の営林局署職員服制による冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン及び外とうは、当分の間、改正後の営林局署職員服制によるものとみなす。

# 附　則（昭和四五年一〇月二日農林省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の営林局署職員服制による帽、冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン及び外とう（営林局署職員服制の一部を改正する省令（昭和四十二年農林省令第三十九号）附則第二項の規定により同省令による改正後の営林局署職員服制によるものとみなされた冬服上衣、冬服ズボン、夏服上衣、夏服ズボン及び外とうを含む。）は、当分の間、この省令による改正後の営林局署職員服制によるものとみなす。

# 附　則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）

#### 第一条

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年一二月二二日農林水産省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二年五月二一日農林水産省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の営林局署職員服制による第一種制服並びに第二種制服冬服上衣及び夏服上衣は、当分の間、この省令による改正後の営林局署職員服制によるものとみなす。

# 附　則（平成八年九月二〇日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年二月二六日農林水産省令第九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十一年三月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一一月一五日農林水産省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の森林管理局署職員服制による第一種制服は、当分の間、この省令による改正後の森林管理局署職員服制によるものとみなす。

# 附　則（平成一八年四月三日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の森林管理局署職員服制による第一種制服（女性用）は、当分の間、この省令による改正後の森林管理局署職員服制によるものとみなす。